

水道料金の見直し（案）

○家庭用に 2 段階従量制（8t が現行と同額）を導入した場合

現行 家事用 1,590 円/8t 超過 219 円/t（税抜）
R6 全体 8,114 件 20,407,755 円（税込）

改定 家事用 基本料金をメーター器交換費用とメーター検針費用とした場合
（例）

基本料 1,180 円（量水器交換費用、メーター検針費用相当分）

R6φ13 メーター交換費用 85,728 円（税抜）8 年毎交換
93,917 円÷8 年÷12 か月=893 円

R6 メーター検針費用 3,394,633 円（税抜）÷12 か月÷1,055
戸=268 円

R6 検針票口ー紙費用 163,800 円÷8,114 件=20 円
893 円+268 円+20 円 1,181 円÷1,180 円

使用料 51 円/8t まで

使用料 241 円/9t 以上

R6 全体 8,114 件 20,409,618 円（税抜）

-基本料 8,114 件×1,180 円=9,574,520 円（税抜）

-従量 8t まで 49,228t×51 円=2,510,628 円（税抜）

-従量 9t 以上 34,557t×241 円=8,328,237 円（税抜）

20,409,618-20,413,385=3,767 円増額

（例）単身世帯月 0t 使用した場合（△25.8%、月 410 円減）

現行 1,590 円（税抜）

改定 基本料 1,180 円+0t×51 円=1,180 円（税抜）

（例）単身世帯月 3t 使用した場合（△16.2%、月 257 円減）

現行 1,590 円（税抜）

改定 基本料 1,180 円+3t×51 円=1,333 円（税抜）

（例）単身世帯月 4t 使用した場合（△13.0%、月 206 円減）

現行 1,590 円（税抜）

改定 基本料 1,180 円+4t×51 円=1,384 円（税抜）

(例) 単身世帯月 5t 使用した場合 (Δ9.7%、月 155 円減)

現行 1,590 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+5t×51 円=1,435 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 6t 使用した場合 (Δ6.5%、月 104 円減)

現行 1,590 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+6t×51 円=1,486 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 7t 使用した場合 (Δ3.3%、月 53 円減)

現行 1,590 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+7t×51 円=1,537 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 8t 使用した場合 (0.0%、月 2 円減)

現行 1,590 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円=1,588 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 9t 使用した場合 (1.1%、月 20 円増)

現行 1,590 円+1t×219 円=1,809 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+1t×241 円=1,829 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 10t 使用した場合 (2.1%、月 42 円増)

現行 1,590 円+2t×219 円=2,028 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+2t×241 円=2,070 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 11t 使用した場合 (2.8%、月 64 円増)

現行 1,590 円+3t×219 円=2,247 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+3t×241 円=2,311 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 12t 使用した場合 (3.5%、月 86 円増)

現行 1,590 円+4t×219 円=2,466 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+4t×241 円=2,552 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 13t 使用した場合 (4.0%、月 108 円増)

現行 1,590 円+5t×219 円=2,685 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+5t×241 円=2,793 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 14t 使用した場合 (4.5%、月 130 円増)

現行 1,590 円+6t×219 円=2,904 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+6t×241 円=3,034 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 15t 使用した場合 (4.9%、月 152 円増)

現行 1,590 円+7t×219 円=3,123 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+7t×241 円=3,275 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 20t 使用した場合 (6.2%、月 262 円増)

現行 1,590 円+12t×219 円=4,218 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+12t×241 円=4,480 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 30t 使用した場合 (7.5%、月 482 円増)

現行 1,590 円+22t×219 円=6,408 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+22t×241 円=6,890 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 40t 使用した場合 (8.2%、月 702 円増)

現行 1,590 円+32t×219 円=8,598 円 (税抜)

改定 基本料 1,180 円+8t×51 円+32t×241 円=9,300 円 (税抜)

料金表 (案)

(簡易水道)	改定前 (税抜)	改定後 (税抜)
基本料金	1,590	1,180
従量料金 (~8t)	なし	51
従量料金 (9t~)	219	241

